

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第77回家きん疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第77回家きん疾病小委員会

日時：令和3年6月23日（水）13：59～15：14

会場：参集（農林水産省消費・安全局第1会議室
：別424）及びオンライン会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 令和2年度における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

4. 議 事

（1）家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について

（2）飼養衛生管理指導等指針の一部変更について

（3）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る特定家畜伝染病
防疫指針の一部変更について

5. 挨 拶

6. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家きん疾病小委員会委員名簿

資料0 令和2年度における高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

資料1-1 家畜伝染病予防法施行規則本則の改正案の概要

資料1-2 家畜伝染病予防法施行規則本則の改正案

資料1-3 飼養衛生管理基準の改正案の概要

資料1-4 飼養衛生管理基準の改正案

資料2-1 飼養衛生管理指導等指針の変更案の概要

資料2-2 飼養衛生管理指導等指針の変更案

資料3-1 防疫指針の一部変更案の概要

資料3-2 防疫指針の一部変更案

午後1時59分 開会

○星野家畜防疫対策室長 お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第77回家きん疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は当委員会の事務局を担当いたします、動物衛生課家畜防疫対策室長の星野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、伏見審議官から一言御挨拶を頂きます。よろしくお願ひします。

○伏見消費・安全局審議官 消費・安全局担当審議官の伏見でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第77回家きん疾病小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザについては、昨シーズンは11月5日の香川県における発生をはじめとして、18県52例の発生が確認され、987万羽もの家きんを殺処分することとなる、類を見ないシーズンとなりました。家きん疾病小委員会の委員の皆様方におかれましては、疫学調査結果の検証や発生予防、まん延予防対策等について、専門的な見地から御議論いただき、令和2年度の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言を頂くなど、これまで時間を問わず多大なる御協力を頂きました。ここに改めまして、お礼を申し上げます。

農林水産省といたしましては、昨シーズンの発生を受け、5月19日には農林水産省防疫対策本部を開催いたしまして、高病原性鳥インフルエンザを含めた家畜伝染病対策の今後の対応強化策について議論を行いまして、必要な制度の見直しに着手する方針を決定したところでございます。本日は、本方針を受け、家畜伝染病予防法施行規則、飼養衛生管理指導等指針及び特定家畜伝染病防疫指針の改正案について、御議論いただきたいと思います。

今シーズンの渡り鳥の飛来シーズンに備えまして、必要な制度の見直しがよりよい方向へと進むように、委員の皆様方には、それぞれの分野の専門家としての見地から忌憚のない御発言と活発な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

本日の家きん疾病小委員会の出席委員の数でございますが、委員数9名であり、全て御出席いただけるということでございます。一応、お名前の御紹介をさせていただきますと、伊藤委員長、中島委員、筒井委員、眞鍋委員、岩科委員、内田委員、森口委員、白田委員、矢野委員でございます。

続きまして、本日の事務局の出席者でございます。審議官の伏見でございます。動物衛生課長の石川、そして私、星野、それから動物衛生課の方から古庄補佐、青山補佐でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、マスコミの方はここまででカメラの撮影を終了というふうにお願いします。よろしくお願いいたします。

また、本日は感染症対策、コロナの対策の観点から、ウェブでの開催となります。議事進行、多少御不便をお掛けいたしますけれども、その点、御理解ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をお願いします。本日お手元に、事前にメール等でお送りをさせていただいていると思いますが、本日の資料一覧、それから議事次第、そして委員の名簿、それから今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況について、そして、資料1としまして家畜伝染病予防法施行規則本則の改正案の概要、それから資料1-2、資料1-4、資料1-3、資料2-2、資料3-2という構成でございます。特に問題はございませんでしょうか。特になければ、議事の方を進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議事に入る前に、動物衛生課長の石川の方から令和2年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況につきまして、御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石川動物衛生課長 衛生課長の石川でございます。

お手元の資料に沿って、令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況、ちょっとおさらいの意味も兼ねまして、御説明いたします。

まず、1ページ目でございます。

今シーズンの世界的な発生状況ということで、今シーズン、日本でH5N8亜型ウイルスが見つかったわけでございますが、これは2020年夏にシベリアで検出されているウイルスと類似のものでございました。一方、日本だけでなく、ユーラシア大陸の東と西、特に

フランスでは492件、韓国では109件というような発生になっております。

特に韓国は、我が国は先ほど審議官からも御挨拶ありました987万羽ということでございましたけれども、韓国はもう1,043万羽ということで、1,000万羽を超える殺処分羽数になってございます。

次のページでございます。

野鳥における国内での発生状況ということで、18道県58事例、いずれの株もH5N8亜型のウイルスでございました。

まず、今シーズン、初めに見つかったのは北海道、糞便と書いてある10月24日のものがございます。それで一番最終が栃木県のノスリで見つかっている3月3日ということでございまして、地図を見てお分かりのとおり、北は北海道から南は鹿児島までということで、日本各地で鳥インフルエンザの野鳥での発生が確認されているというような状況でございました。

それで、続いて、家きんでの発生でございますけれども、今シーズンは18県52事例ということで、殺処分羽数は約987万羽ということでございます。これまでのシーズンで最大は、平成22、23シーズンの183万羽だったわけでございます。これを大きく上回るような発生になってございます。

それで、内訳ですけれども、中ほどに書いてございます。採卵鶏での発生が9割強を占めるということで904万羽というような状況になっておりますし、また、下の方に書いてございます50万羽以上の大規模農場での発生が、岡山が1つ、千葉が3つ、茨城ということで5事例確認されております。

それで、日本地図の右側に書いてございますけれども、殺処分、防疫に当たりましては、自衛隊に多大なる御協力を頂き、今回は28回、30事例の殺処分に御支援いただいたところでございます。

次が各県ごとの発生状況データでございまして、52事例のうちの36事例、69%、また、殺処分羽数のうちの744万羽、75%が千葉、香川、宮崎での発生ということで、千葉が11事例、香川が13事例、宮崎が12事例ということになってございます。

それで、殺処分した987万羽のうち、50%に当たります495万羽が大規模農場、いわゆる50万羽超での農場での発生。さらには、258万羽、26%が密集多発型ということで、大体、半径3km圏内での続発での発生でございました。これは、香川県の三豊市と千葉県の匝瑳市、この2つの事例がいわゆる密集多発型と呼ばれているものでございます。

続きまして、次のページでございます。

各事例ごとの防疫措置データと書いてございます。赤い丸がいわゆる飼養羽数、農場ごとの飼養羽数で、右側がメモリになってございます。あと、縦の棒グラフは、青い部分が殺処分に要した時間、その上に乗っておるピンクの部分が焼埋却・消毒に要した時間ということでございまして、これは左側のメモリに対応いたします。

基本的には、飼養羽数が多ければ、それだけ防疫作業に時間が掛かるということで、特に千葉県32例目、あと35例目ですか、これについては100万羽を超えるような大規模農場でしたので、かなり時間が掛かったということでございます。

一方、規模は大きくても、例えば茨城県、41例目でございますけれども、80、90万羽近くの農場だったわけでございますけれども、それほど長い時間掛けずに、全権的な対応によってスムーズに防疫を実施したところもございまして、一方、千葉県の46、48、49といったところ、それほど羽数は多くなかったんですけれども、連続して同じ地域で、これは匝瑳市での発生でございますけれども、発生した関係上、防疫に時間が掛かったというものでございまして、各事例ごとに、「自」と書いてあるのが、自衛隊の派遣を要請した事例、「埋」と書いてあるのが、埋却地が未確保あるいは発生後に円滑に焼埋却できなかった事例ということでございます。

続きまして、今後でございますけれども、次のページでございます。

今シーズンはシベリアで発生しているということとユーラシア大陸の東西で猛威を振っているということから、次のシーズンに向けまして、真ん中辺りにございまして、各国との更なる連携を、あと情報交換等を通じて、今シーズンの反省点といいますか、また次シーズンに向けた警鐘ですとか取るべき対策の情報共有、また研究の連携等を促進していきたいというふうに考えております。

それで、次のページ、御覧ください。

今シーズンの52事例、それぞれ発生の度ごとに疫学調査チームを派遣して、どの部分が飼養衛生管理上の問題点があったのかということ調査したわけでございますけれども、一番問題点が多かったの、これ、52分の、例えば、一番左側の基準13のところでございますけれども、52分の4というのは52例中4例が手指消毒・手袋交換が不十分であったということを示しております。特に遵守状況が芳しくなかったのは真ん中の基準の20、21、いわゆる鶏舎の出入口での手指、手袋の交換、また、長靴の交換の不十分さというのがありましたし、右側の野生動物対策ということで防鳥ネットが不備であったとか、あと天井で

すとか壁に隙間があったというような事例が見つかっております。

こういう状況が確認されたことから、昨年の12月に国内の農場全てに対して、自主点検をやってくださいということをお願いしました。

次のページでございます。

12月に全農場に対して自主点検をお願いして、毎月報告するようにお願いしておりました。その結果、先ほどの遵守状況が思わしくなかった7つの項目ですけれども、第1回目につきましては、どの項目も1割程度の不遵守が確認されておりましたけれども、毎月毎月繰り返し、全国一斉点検を実施して重ねた結果、5回目につきましては、遵守率はいずれも99%以上までに上昇したということでございます。このような全国の一斉自主点検につきましては、来年度以降も実施して、リスク管理に努めるべきではないかというふうに思っております。

簡単ではございますが、今シーズンの発生状況について、私から御説明いたしました。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、ここから、議事の進行を伊藤先生、委員長の方をお願いをしたいというふうに思います。本日は、ウェブの方の開催になってございますが、マスコミの方や関係団体の方々、ウェブの方での傍聴もされておりますので、今のところ、発信については特に問題はないというふうに理解をしておりますので、このまま進めさせていただきたいというふうに思います。それでは、伊藤委員長の方、以後の議事進行、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事の1番、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

○古庄課長補佐 ありがとうございます。古庄でございます。

それでは、事務局から御説明させていただきます。資料につきましては、資料の1-1から1-4までと、あと1-1の参考を使って御説明いたします。

まずは、資料の1-1、御覧ください。

1点、最初に修正させてください。一番下のところに「第28条の8第2項」とございます。こちら、正しくは「第21条の8第2項」でございます。おわびして修正いたします。

内容につきましては、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置につきまして、発生予防に係る指導・勧告・命令の猶予期間をそれぞれ2週間から1週間に、まん延防止に係る命

令の猶予期間を1週間から3日間に短縮するとの改正案でございます。

中身につきましては、資料1-1の参考を御覧ください。

こちら、飼養衛生管理基準の遵守のための行政措置につきましては、下の図にございますが、下の図でいいますと左側が発生予防のときでございますして、平時に行う行政措置の流れを書いております。右側がまん延防止のための措置となりまして、発生又はまん延により畜産に重大な影響を及ぼすときの措置の流れでございます。

左側の図の中段のところ、3ステップ、指導・助言、勧告、命令と行政措置には3ステップございますが、それぞれ原則2週間以内のうちに改善するというところで、現行、規定されてございます。

この指導・助言なり勧告、命令につきましては、文書により5つの内容を定めることとされておりまして、1点目、法に基づく指導等である旨をまず書くということと、2点目は改善すべき事項の内容、3点目として具体的な改善方法、4点目として改善すべき期限を明示すると。最後、5点目として、その他必要と認める事項ということで、改善すべき期限を明確にすることとしております。原則、それが現行2週間。この原則といえますのは、原則2週間とするんですが、それ、2週間以内に困難と、改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間を設定することができるかとされておりまして。

こちらにつきましては、先ほど、課長の方からも御紹介がありましたが、飼養衛生管理基準は必ずしも遵守されていないということを確認されておりますので、都道府県による指導の実効性を強化するというところで、現行の2週間で1週間として、しっかり飼養衛生管理基準が適切な期間で改善していくことを図っていくものでございます。

右側のまん延防止につきましても、まずは最初に勧告の時点で1週間をめどに期間を設けて改善の勧告を掛けますので、それでも改善していない場合に命令を掛けるということとでございますので、その命令が掛かった場合には、もう3日の短い期間で実践していただくということで、期間を短くしているという案になってございます。

該当する実際の本文につきましては、資料の1-2を御覧ください。

まず、1ページのところに、予防措置のというところで、下段「二週間」となっているところが、上段「一週間」となっております。

続いて、3ページのところに、まん延防止につきまして、右側の方でございますが、上の方、「文書を交付した日から三日以内とする」ということでまん延防止については3日以

内という案としてございます。

以上、まずは家畜伝染病予防法施行規則の本則の方の改正案について、御説明させていただきました。

続きまして、資料の1-3を使いまして、施行規則の別表第2に当たります飼養衛生管理基準の改正案の概要を御説明いたします。

4点、飼養衛生管理基準の方の改正を予定しております。1点目、飼養衛生管理を行うに当たり踏まえるものとして、これまで記載があった飼養衛生管理基準に加えて、飼養衛生管理指導等計画を追記とございます。

昨年度の家畜伝染病予防法の改正によりまして、都道府県により家畜の飼養に係る衛生管理の改善を図るための措置に関する計画として、都道府県ごとに飼養衛生管理指導等計画を策定することとなっております。この指導計画の中の内容といたしまして、農家自身の取組が記載してございますし、あるいは協議会など地域の取組に参加していただくということもございますので、生産者の方にその内容をしっかり見ていただくように、生産者の義務である飼養衛生管理基準の中に、指導計画についてしっかり見てくださいということでその文章を追記したものでございます。

本文につきましては、資料1の……。失礼しました。ちょっと前後してしまうので、1から4まで先に御説明させていただきます。

続いて、2番でございます。大規模農場においては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することを新設とございます。

今回の鳥インフルエンザの発生におきましては、大規模農場で実際に発生が認められておりまして、その中では、農場従事者の方が必ずしも飼養衛生管理基準を理解されていないという状況が認められました。

飼養衛生管理者の方、今現在1人を飼養衛生管理区域ごとに設定することになっているんですが、それだと大変多くの頭羽数を取り扱うことになるということで、現実的に管理ができる場所が必要だろうということで、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するというので、こちら、大規模農場に限ったルールを定めることを案としてございます。

続いて、3番、家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者は対応計画を策定することを新設ということで、今シーズンの大規模においては、非常に防疫措置に時間が掛かったという事例がございます。それに対応するために、一定以上の大規模農場につきましては、事前に人の動員ですとか資材の確保などを計

画をしておいて、万一の発生時には円滑に防疫措置が行うように計画を生産者の義務としたいという案にさせていただきます。

4点目につきましては、これまでも埋却地の準備につきましては規定がございましたが、その中の記述として、埋却等の準備措置を行うということは書いてございました。その準備措置とは何なんだというところをもう少し具体化すべきということがございましたので、まずは家畜の所有者が埋却地あるいは焼却施設を確保するとした上で、これらが困難な場合は代替として、埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める措置を実施することを規定するとしたところでございます。

本文につきましては、資料の1-4を御覧ください。

前後してしまうんですけれども、まず6ページのところの右上のところに、指導等計画を踏まえという形で追記してございます。

2点目につきましては5ページになります。

5ページの上段の最初の下線部でございますが、(2)のところ、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること。

失礼いたしました。ちょっとページ、間違えました。7ページでございます。失礼いたしました。6から7でございます。

6ページの左上のところ、最後の2行でございますが、家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること。同一の者が複数の家きん舎……。7ページでございます。家きん舎の担当となる場合には、当該家きん舎で飼養する家きんの羽数の合計が鶏、うずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないことと記載してございます。

続きまして、その左のところでございます。先ほどの3点目の対応計画のお話でございますが、大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む）を策定することとございます。

最後に埋却地の準備に備えた措置でございますが、こちら下線部のところが追記してございまして、まずは埋却地を確保するとした上で、ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について、都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができるといった、この文章で案としてございます。

事務局から、以上でございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。名前を言っていただければ、こちらから指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。どなたかございませんか。

○白田委員 白田です。よろしいでしょうか。

○伊藤委員長 どうぞ。

○白田委員 こちらの資料の中に、大規模農場について畜舎ごとの担当で、担当者を配置するというようなことがあるんですけども、この点に関しては、事前に、例えば業界団体、養鶏協会だとか種鶏孵卵協会だとか、そういったところと協議というか、打合せというか、そういったことはされているのでしょうか。

といいますのは、私も養鶏場を巡回しておりまして、鶏舎ごとに担当を置くとか、1人頭は10万羽までだとか、そういった取り決めはなかなか難しいかなというふうに感じております。そもそも大規模農場にするというのは機械化をするということで、その機械を償却するために鶏舎を大きくするというような流れになっています。むしろ人は少なくなるような、大きい鶏舎ほど人は少なくなるような傾向が現場にはございます。ですから、その辺の事情については、私も生産者じゃないので、細かくは生産者の方々といろいろと協議をして、いろいろ進めた方がいいかと思うんですが、その辺については、まず、いかがでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

事務局の星野でございます。

正に、先生おっしゃった点、我々も心配はしているところなんです。ちなみに、これまで、今シーズン、52事例発生していますけれども、それぞれの各畜舎に必ず専門の飼養衛生管理者という方がおられまして、かつ、それが複数見ていたとしても、大体10万羽をマックスにしておけば恐らく現場は回るのではないかという見立てをしております。

それで、本日は先生方からの御意見を頂く場でございますので、先生方の御意見を頂いた上で、また、この後、パブリックコメントという手続に来月から入るんですけども、そのタイミングで関係団体の方々にも今回の発生の状況、それから入れなければいけなくなった背景、そして今後進めようと思っている方向性についても丁寧に御説明をしていただきながら、やはり来シーズンに向けて、より発生がない、そして早く発見ができる、ま

た発生してしまった場合でも直ちに防疫が取れるような仕組みを作っていこうというふう
に考えております。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○白田委員 ありがとうございます。

結局、実際、当事者の方じゃないと分からないことって結構あると思うんですね。例え
ば、正直、畜産業ってなかなか人が集まりにくい状況です。例えば、研修生みたいな、技
能実習生というのですか。そういった方が管理者になってもいいのか、とかですね。頭数
はそろえたとしても、結局、今の話は、飼養衛生管理基準がきちんと理解できていなかっ
たと、そういう事例が認められたということで、それでは、鶏舎ごとに担当者を置こうと
いうような話と理解したんですけれども、結局、農場の実情とかをやっぱりある程度鑑み
ないと、理想と現実のギャップというのが出てきてしまって、うまくいかないんじゃない
かというふうに心配しているというところがございます。よく、パブリックコメントでき
ちんと意見を吸い上げていただければというふうに思います。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございせんか。

○矢野委員 矢野ですけれども、よろしいでしょうか。

○伊藤委員長 お願いします。

○矢野委員 資料1-2の7ページの(3)に大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が
多く、監視伝染病が発生した場合の殺処分にも多大な時間を要すると都道府県知事が認める
者ということが書いてありますが、具体的にどの程度の規模という目安がありますでしょ
うか。また、それはどこかに書かれる予定でしょうか。

○古庄課長補佐 具体的な数値は、今、検討しているところがございますが、これは国
の方から都道府県の方に目安を通知でお示しすることを予定しております。少なくとも、大
規模所有者でございますので、鶏であれば10万羽以上の方がまずは対象となるということ。
ただ、都道府県ごとに分布、ばらつきがございますので、ある程度は、大規模所有者の中
で国が示す基準には満たないものであっても、知事の方でここを指導していくということ
があれば、そこは入れていくことになると思います。

以上です。

○矢野委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○筒井委員 筒井ですけれども。

○中島委員 中島です。

○筒井委員 どうぞ、中島先生、どうぞ。

○中島委員 どうぞ、先に。

○伊藤委員長 じゃ、中島先生、どうぞ。

○中島委員 中島です。

資料の0の発生状況と今回の特にまん延防止措置との関係について、ちょっとお伺いしたいんですが、その発生予防の方は分かりますけれども、この発生状況の資料0で、まん延防止措置で講ずる対策の強化がどの辺りに効いて、どの辺りの規模を小さくすることにつながるのかということについての関連を少し説明いただきたいんですけれども。

すみません、質問、補足としては、例えば26%が密集多発型であるということから、例えばまん延防止措置を強化することによって、近接の密集した発生を少なくすることにつながるのかとか、その辺りについてのお話なんですけれども、いかがでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

事務局から説明させていただきます。

今、先生、御説明いただきましたのは、先ほど石川の方から説明させていただきました資料の発生状況データと書かれている右下の密集多発（3km圏内）→258万羽（26.1%）のそのところであるというふうに思いますが、正に今回の発生の特徴が、大規模発生とともに密集地域で発生をしたということが非常に特徴的になってございます。そうしますと、この地域でやはりウイルスが1つ入りますと、瞬く間にまん延していったことが防げなかったということの反省から、今回、発生農場における防疫措置を迅速に行って、直ちにまん延を防ぐ。そうすることによって、来シーズンはこういった密集地域での発生が、できればゼロにしたいというふうに考えておりますので、正に今回の取組はこの密集地域の多発状況、それから大規模農場における発生を抑えるということにつながっていくことを狙っているところでございます。

以上です。

○中島委員 ありがとうございます。

繰り返しの確認になりますけれども、それぞれの発生現場でのまん延防止策を迅速化することによって近隣への波及を防ぐという説明という理解でよろしかったでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 そのとおりでございます。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。

○中島委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 それでは、筒井先生、どうぞ。

○筒井委員 それでは、私の質問は、大規模所有者のうちで、いわゆる家きんの羽数が多く、監視伝染病が発生した場合に多大な時間を要すると考えられる場合に対応計画というものを策定することが大規模所有者に責務として義務づけられるということなのですが、基本的に私がちょっとお聞きしたいのは、この対応計画というものが大体どういうものを想定されているかということです。基本的に防疫対応というのは、恐らく専門的な知識が必要になってくるだろうと思うんですけれども、大規模所有者への責務としてこういった対応計画を策定させるということについて、どんなものを、まず想定されているのかというが少し気になったものですから、お聞きした次第です。

○星野家畜防疫対策室長 ここに書かれている対応計画ですけれども、今通常、都道府県におきましては、一般的な発生における防疫計画というのを作られているというふうに思います。これは、どこの県も防疫検査もやりながら、防疫の計画も立てているところなんですけれども、特に今回改正を考えたところは大規模の所有者、要するに大規模の農場単位で具体的に出たときにどういう図面があるのか、そして、どういう順番で畜舎の防疫をしていくのか、また、そこにどういう人員が必要なのか、どういった資材が必要なのか、どこで埋却をしていくのか、そして、どこの入り口で消毒をするのか、そういった具体的な、正に発生したら、ここの農場で発生をしたら、どんな人数で、どんな防疫措置で、どんな対応をしていくのかということ、それを具体的に絵を描いていただこうというふうに思っております。

やはり畜舎の構造とか、農場の出入りの構造、今回52事例あると、やっぱり52例分の防疫の仕組みがございましたので、やはり現場に詳しい、構造に詳しい畜舎、生産者の方々と一緒になって、まず自ら作っていただきながら、足りないところは県の方とも一緒に連携を取って、正に発生農場ごとの防疫対応計画を作っていただこうというふうに思っております。

○筒井委員 ありがとうございます。

恐らく、所有者が作るということではなかなか所有者だけでは難しい、先ほど言いましたような防疫対応ということになりますので、是非ここは都道府県なり、専門家が一緒になって作るという形に、是非、していただきたいというふうに思います。

○星野家畜防疫対策室長 はい。この点も、団体の方々への説明、現場の方々への説明に際しましては丁寧に御説明させていただこうというふうに思います。ありがとうございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議事の2番目、飼養衛生管理指導等指針の一部変更について、事務局から御説明をお願いいたします。

○古庄課長補佐 資料の2-1と2-2を使って御説明いたします。まず、資料の2-1を御覧ください。

飼養衛生管理指導等指針の変更案の概要でございます。

1点目につきましては、埋却地関係になります。先ほど、生産者への義務ということで、飼養衛生管理基準の方のお話を差し上げました。こちら、反面から見た都道府県の取組という形で書いてございます。都道府県は、家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合のセーフティネット（焼却施設との事前協定締結、移動式レンダリング装置の活用準備等）を家畜の所有者と共同して対応するというのを書いてございます。こちら、資料の2におきましては、8ページが該当するところでございます。

続きまして、2番のところ、先ほど筒井委員の方から、対応計画についてはしっかり都道府県でフォローアップをすべきだというお話を頂きました。こちらが正に該当するところでございまして、都道府県は埋却地等の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導することと追記とございますが、こちら、埋却地等の確保と併せて、対応計画も同じところに書いてございます。これは、先ほどの8ページと加えまして、22ページ及び23ページに該当のものがございます。

続きまして、3番、埋却地の確保や指導計画の見直しに当たって、地域協議会等の活用を追記とございます。今回の発生の中でも、生産者あるいはその農場の従事者が飼養衛生管理基準を徹底するためということで、生産者自ら、あるいは地域自らが対策を強化するというのを、こちら、14ページの方に書いてございます。

それから、4点目でございます。今シーズンにつきましては、先ほど石川の方から説明いたしました、12月以降5か月間にわたって、毎月家畜の飼養衛生管理者に対して、一斉点検を勧めてまいりました。当初は1割ぐらいあった不遵守が、最終的にはほぼ100%に近づくところまで持っていったということで、毎年リスクが高まるシーズンを迎える前に一斉点検を実施して、こちら、毎年の取組としていきたいと思っております。

それから、5点目でございます。こちら生産者による飼養衛生管理基準の取組は徹底の一環でございますが、国又は都道府県が行う補助事業等、そういった中でその事業の自身、実情に応じてとなりますが、クロスコンプライアンスを導入していくことを徐々に推進していきたいと思っております。

最後に、命令違反時は、都道府県、原則公表ということで、こちら、都道府県による指導の実効性を強化していくという観点で入れてございます。

該当のページにつきましては、前の方から、まず……。すみません、資料の2-2の本文に入ります。資料の2-2の8ページでございます。

ちょっと長くなって恐縮なんです、8ページの下のところ、家畜の所有者によると書いてあり、まずは埋却地の確保を原則としながらもということで、確保されるまでの間はセーフティネットとしてということで、一番下の具体的には焼却施設を所有する市町村等との、次のページに進んでいただいて、事前協定の締結ですとか、あとは移動レンダリング装置を使う場合には設置スペースが確保しておく必要がありますので、そういうのも事前にここに置いておくのを明らかにしていくということが、円滑な防疫措置上重要なので、そちらを用意するとして書いてございます。

最後、下から4行目までのところなんですけれども、埋却する家畜の所有者を特定しない埋却地等、Bプランに当たるようなものも県有地、市有地等で一定程度、例えば確保するなど、都道府県において補完的な体制というのも考えていただいて、どんな状況においても円滑に防疫措置が進むようにということで、こちら、追記してございます。

続いて、14ページ、おめくりください。

下から6行目のところ、指導計画の見直しに当たっては、地域の協議会等を活用して、大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努めるということで、生産者の方に自ら、あるいは団体の方に参画を頂いて、自ら意識を高めていただくと。それで、飼養衛生管理基準の取組をより徹底していただくということで、こちら、追記してございます。

それから、15ページを開いてください。

上のところがございますが、先ほどの一斉点検のところ、こういった文章で追記させていただいております。

続きまして、16ページ、おめくりください。

先ほどのクロスコンプライアンスのところ、こちらに追記させていただいております。

それと、あと、大きなところとして、22ページのところをお開きください。

22ページの下のところ、都道府県は当該都道府県における家畜の飼養農場の戸数及び飼育頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む）ということでその策定、地域住民に対する説明並びに消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者を明らかにした上で指導計画の優先事項を定め、指導等を行うということで、先ほどの大規模農場の範囲の中で都道府県知事が指定して、しっかり優先順位高いものから進めていただきたいということで、こちら、追記してございます。

その他、家きんの重点事項ということで、ページ数でいいますと、20ページから21ページにわたりまして、飼養衛生管理基準の項目それぞれの中でより注意して、重点的に指導を徹底すると。生産者から見たら、実際に取組を徹底するといったものをより詳しく書き込んでおりますので、こちらについても何か御意見等ありましたら、頂きたいと思っております。

事務局から、以上でございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

○白田委員 よろしいでしょうか、白田です。

○伊藤委員長 どうぞ。

○白田委員 埋却地に関してなんですけれども、周辺住民の理解醸成に向けた取組とかって書いてあるんですけれども、かなり難しいんじゃないかと思うんですけれども。今日も午前中、やっぱりいろんな農場さんの方からも連絡ありまして、こういう話がもうちまたには流れていて、農場さんの方からそういう埋却地に向けての対応について相談されたところだったんですけれども。結局、埋却地を準備しても、近所の住民さんに説明ということになった場合、理解を得るといのはかなり難しい。現実的には難しいんじゃないかなと。醸成だから、そうなるように向けるという意味なんだろうけれども。出ていって

れって言われかねないぐらいの話なんじゃないかと思うんですけれども。

こういうふうに標語に書いてしまうと、結局、言葉が独り歩きしてしまいます。そういうふうにやらないと、飼養衛生管理基準を守っていないという話になってしまうのが心配なんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

今回のシーズンで、やはり大規模なところで非常に時間の掛かった事例が、特定の県で、特にございまして、それを是とするか、否かというところがあると思うんです。今回、たまたまほかに延焼というか、ほかに広がらなかったからよかったです、例えば、そういうふうに長きにわたって埋却ができないことが、非常にまん延するリスクが非常に高い状況だと思います。

何がネックかという、やっぱり今回の場合も事前に埋却の場所は確保できていたが、実際埋めようとなると、やはり地域の方々、それが住民というのか市町村というのか、正に地域でなかなかその合意を得ることが難しかったということがありました。ですので、日頃から、養鶏場において、万が一何か起こった場合にはこの土地でこういうことをしますよという説明をやはり丁寧にしていただいて、そして、いざ事が起こったら、御協力を頂くような姿勢、そういったことが非常に重要なのではないかなと思います。

もちろん白田委員のおっしゃるように、逆に事前に言うことによってマイナスの面やリスク、断られてしまうことがあるのかもしれませんが、ここの書かれているのは、これは飽くまでも都道府県が生産者の方々に指導するための指針ですので、こういったことを気付きのポイントとして現場の方々に丁寧に指導してくださいという指針のものですから、我々から県に対しましては、こういったことをしっかりとやっていただくようお願いをしている。そういった中身でございます。

繰り返しになりますけれども、やはりもう二度と埋却で困ってしまって、非常に時間が掛かって、防疫が進まなかったということがないような工夫を、やはりしたいというふうに思っております。

以上です。

○白田委員 ありがとうございます。

そういう方向に向けてやっていくということで、それは理解はしております。もちろん家畜保健所の先生方とかに、そういったことで御苦勞いただくということなんでしょうけれども、なかなかかなり難しい部分もあるということも承知しておいていただければなど

いうふうには思っています。ありがとうございました。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○矢野委員 矢野です。

○伊藤委員長 どうぞ。

○矢野委員 よろしいでしょうか。先ほど、白田委員もおっしゃっていましたが、都道府県の方にしても、地元との理解醸成といいますのはいろんな面で非常に難しい部分を感じています。また、都道府県にも意見照会を頂くということですので、その辺についてもよろしくをお願いします。

○星野家畜防疫対策室長 先ほど御説明しましたように、この後、パブリックコメント等、手続を取ります。また、県の方にも内容について御説明する機会を設けたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○矢野委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。次の議題、議事（3）は高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針の一部変更について、事務局から御説明をお願いいたします。

○青山課長補佐 事務局から、資料3-1と資料3-2を使用して御説明いたします。基本的に資料3-1を使いながら、ページ数などは資料3-2についても御案内していく形にしたいと思います。

まず、資料3-1ですけれども、①のところ、こちら、3-2でいうと10ページになります。

これまでの議題での御説明の中でも動員計画の話などありましたけれども、この部分、防疫指針においても、発生に備えた都道府県の取組として動員計画と、あとは資材の調達計画を策定することを位置づけておきまして、それを事前に国に報告する旨の規定を記載しております。

また、この計画を作る際に留意すべき事項として、何点か、今回追加をしたものがございます。ポツの1つ目ですけれども、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定した計画を作るということと、あとは次のポツのところ、動員体制について、家畜衛生担当

部局、畜産・農業関係団体のみではなくということで、それ以外の関与する部分について追記をしております。具体的に申し上げますと、例えば、本病の対象家きん以外の家畜飼養者の動員を含む都道府県を挙げた動員体制とするといったことの追記をしております。事前に関係者との合意形成を図るとしてしております。

また、ポツ3つ目ですが、都道府県内からの動員のみで迅速な防疫措置の実施が困難な場合に、農林水産省、他の都道府県等からの派遣をするということについて、事前に動物衛生課と協議する旨の記載を明記しております。さらになお、困難になった場合にということで、派遣要請の範囲については、段階的に困難な状況に応じて調整をしていくということ、その次に自衛隊を記載をしております。

また、次のポツの衛生資材、薬品等の備蓄、調達計画の方ですけれども、特殊自動車等の調達先の確認、死亡家きんの保管場所の確保等を行う旨、記載しておりますが、こちら、防疫協定の締結も含めて進めるとしてしております。このポツ4つ目については、既存の書きぶりだったものを場所の移動などをしてしております。

防疫指針全般に、非常に大きく修正をしているように見える場所があるんですけれども、記載の整理を第2-1と第2-2の間で行っているために、削除をしているように見えるところなどもございますので、基本的には概要で御説明するところが主な変更だと御理解いただければと思います。

あと、次が②ですけれども、ページでいうと防疫指針の11ページにございます。

先ほどの指導等計画の指針の方でも御説明ありましたが、都道府県は家きんの所有者に対する埋却地の事前確保に係る指導等を徹底することの記載と、あと、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行う指導等を行うこととしております。

都道府県の取組として、これらの取組が十分でない場合に行うものとして、従前から焼却施設等との協議を行う、調整を行うということに記載しておりましたが、それに加えまして、可能な限り、防疫協定の締結を進める等の措置を講ずるといことも追記しております。また、この際、家きんの所有者に対して必要な取組を求めることという規定を追記しております。

次が③でございますけれども、防疫指針において、同じ11ページのところにございます。

こちら、飼養衛生管理基準の方などで定めている都道府県知事が必要と認める大規模所有者について、発生に備えた対応計画の策定を指導し、その策定された対応計画を動物衛生課に報告することという規定をしております。詳細については読み上げませんが

も、留意事項の形で、こういった対応計画に記載すべき事項があるかというところの案も防疫指針に留意事項として記載をしております。

次が、資料3-1のページをめくっていただきまして、2ページ目、④でございます。防疫指針としては、33ページに記載がございます。

都道府県が事前に動員計画を策定するというのを先ほど申し上げましたが、実際に発生した場合の対応の項目ですが、ここでは動員計画に基づいて、発生した場合には必要な人員に関する具体的な防疫計画を立てることということも規定しております。

また、その際、留意事項の方に、27の、ページをめくったところの5とかに記載がございますけれども、他の都道府県や関係機関に協力を要請する場合にあっては、作業体制、作業要領、後方支援等の方針を明確にすることなどを規定しております。

こちら、豚熱の防疫指針の方には、3月のせんだっての改正の際に既に記載している事項を鳥インフルエンザの改正にも併せて記載するようなものでございます。

次が⑥ですけれども、こちら、指針の対応ページが幾つかにわたっておりまして、まず35ページと37ページのところに、小型野生動物対策の関係する記載がございます。

これまで、発生農場及び発生農場周囲1kmの農場における対応には差がございまして、発生農場は消毒と小型野生動物対策、殺鼠剤散布などの記載がございました。発生農場周囲1kmについては消毒関係の記載のみでしたけれども、今回の改正に当たりまして、半径1kmについても同様に小型野生動物対策の実施をすることを本文で位置づけております。

また、37ページのところの留意事項には、必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施するというのを記載しております。

また、もう一つの、ページ飛んだ59ページのところにある記載として……。すみません。発生農場周辺の消毒を徹底するためということで、消毒ポイント以外にも、散水車などを活用して、発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する旨の追記を行っております。

次が⑦、防疫指針でいうと53ページに戻りますけれども、従前から、移動制限区域においては、制限の対象とできるものが都道府県と動物衛生課の協議によって除外することができるものがございましたけれども、これまで、異状が確認された場合にその除外を中止するといった規定があったところに幾つか、今回の集中発生の事例などを踏まえて、記載をしております。例えば、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合や移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に

必要と認めた場合には家きん等の移動を禁止し、また、協議を見合わせる事ができる旨の規定でございます。

最後が⑧のところですか。防疫指針では、63ページになります。

こちら集中続発時の対応として追記したものでございます。発生状況確認検査については、これまで発生があるごとに行っておりましたが、同一の区域、密集地域で複数の農場で短期間に発生が続発する場合などにあつては、既に発生状況確認検査を実施した農場であつて、さらに報告徴求により異状のないことを確認されている農場にあつては、2回目以降の検査の実施を省略することが可能である旨の記載でございます。

資料3-1に基づく一部変更案の概要の御説明については、以上となります。

事前に先生方に、こちら、資料をお送りもしておりますので、御説明したこと以外についても御質問等ある場合については、御連絡いただければと思います。また、防疫作業マニュアルですとか、これ以外に、この防疫指針以外のところで対応するようなものもあるかと思つたので、御意見いただけた場合には幅広く検討してまいりたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただいた件につきまして、委員の皆様から御意見や御質問ございましたら、お願ひいたします。

○矢野委員 矢野です、よろしいでしょうか。

○伊藤委員長 どうぞ。

○矢野委員 資料3-1の①に発生に備えた都道府県の取組ということで、あらかじめ人員を策定しておくということを書いてあります。大規模の発生農場を想定してということかと思つたけれども、ある程度、都道府県でもどの規模の農場で発生すれば、どの程度の人員が必要かというのは策定はしていると思うんですけれども、平時からどのぐらいの派遣を要請したいということをおあらかじめ農林水産省の方の動物衛生課と協議しておく、また、自衛隊も必要ということであれば、それについては自衛隊とも協議しておくということによつたでしょうか。

○青山課長補佐 事務局から御回答いたします。

県内では対応不可能という場合について、農林水産省や他の都道府県に派遣要請をする予定があるような動員計画となつた場合には事前の協議をお願ひするという、おっしゃるとおりの趣旨でございます。

また、ちょっと自衛隊との協議の関係については、防衛省側、自衛隊側の意向等も踏まえて、どこまでの調整が事前に必要かというところは最後詰めさせていただいて、御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○矢野委員 すみません、確認ですが、あらかじめ、この程度派遣要請が必要という試算をした上で、まずは動物衛生課の方と協議をさせていただいて、自衛隊についても、それを踏まえて、今後どのようにしていくかというのは、まず動物衛生課に御相談させていただくということによかったでしょうか。

○青山課長補佐 そのとおりでございます。

○矢野委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○森口委員 森口ですが、よろしいでしょうか。

○伊藤委員長 どうぞ。

○森口委員 周囲の1 km以内の農場に対しての野生動物対策を実施するということでしたが、粘着シートや殺鼠剤をどのように設置するかということが余り書いていないんですけども、発生農場であれば、そこからネズミが出てくるというようなことがまん延させるリスクとして考えられますが、周囲の1 kmのほかの農場であれば、ほかのネズミ以外のものを混獲してしまう場合とか、そういうことを防止するように書いたりすることは検討されていないでしょうか。

○青山課長補佐 ネズミ以外のものを捕獲するのを防ぐというのは、ネズミ以外の小動物のことを指しているということでしょうか。

○森口委員 ペストコントロールのためにネズミを捕獲するのは問題ないと思うんですけども、それ以外の野鳥などが粘着トラップに掛かってしまっているのも今回の発生の中でも見受けられていましたので、そのようなことが起きないように場所をちゃんと検討するとか、されるようなことを書かれないと、と。鳥獣保護管理法の方にも抵触してしまう可能性もありますので、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

基本的には、ネズミが発生農場から広がっていくということ、今回もそういう話が現場からもありましたので、そこについてしっかりと抑えていこうというふうに思っております。

す。先生おっしゃるような事例も確かにあるかもしれませんが、我々、そこを大きく想定はしてございませんので、具体的なやり方が、もし示す必要があるとすれば、また今後、検討はしていきたいというふうに思いますが、この指針の中で書かれている方向性としましては、ネズミが発生農場から一気に広がってしまう、1 km以内の農場に入らないようにする、そういったことを狙っているところでございます。

以上です。

○森口委員 それは分かるんですけども、それを農場の飼育舎の外に置くのか、内側に置くのかという問題かと思ひまして、内側に置くのであれば、入ってくるようなネズミが捕れるとは思いますが、外側に置くのであれば、ほかのものを混獲してしまう可能性が高くなる可能性もありますので、その辺りを注意するようにしていただきたいなと思ひます。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

特に今回書いてはございませんけれども、発生農場につきまして、その正に周辺、畜舎の周辺、農場というよりは畜舎の周り、正に最後、農場が入ったとしましても、最後、畜舎の中に入らなければ、ウイルスを持ち込む可能性はございませんので、正に畜舎周りについてきちんとやっていただくということを考えております。

以上です。

○森口委員 ですと、ほかの動物が掛かってしまうとか、掛かってしまうことが考えられますので、そのための対策というのもしれないといけないのではないかなと思ひますけれども。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

その点につきましては、また、細かい御指導や何か具体的な案を頂ければ、何かの形で反映はさせていただきたいというふうに、いきたいというふうに思ひます。

○森口委員 例えば、防鳥ネットの内側に置くのであれば、鳥が入れないようなところに設置ができますので、ネズミがメインで掛かるというのは考えられますが、そういうような、避けるような、遮断できるようなものがない場合は、ちょっとほかのものが掛かってしまうのを避けられないのではないかなと思ひますので、気を付けていただきたいなと思ひます。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

また、実際どういうふうにやるかにつきましては、森口先生の方からもお知恵を頂きた

いというふうに思います。ありがとうございます。

○森口委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○筒井委員 筒井です、よろしいでしょうか。

○伊藤委員長 どうぞ。

○筒井委員 これは人員の、いわゆる防疫対応に必要な人員のお話の中で、例えば、都道府県の中でやる、それから関連団体で、それで足りなければ他の都道府県、自衛隊ということで、幾つかの段階でやっていくということなんですけれども、ちょっとこれは本題から外れるかもしれませんが、例えば民間事業者の活用というようなことは想定はされない、検討はされておられないということなんでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 都道府県、基本的に防疫は都道府県単位で収めることをしていただきまして、例えば、今回も事例によっては建設業界さんに委託をすとか、あるいはペストコントロール協会さん、地元が盛ん、きちんとあれば、そういった協会さんにもお願いをすとか、それは都道府県の御判断で、防疫の一環で民間の方々を活用していただくことは今でもやられていますし、そこは我々もお願いをしていきたいというふうに思います。とにかく迅速な防疫ができる方向であればと思っています。

○筒井委員 分かりました。是非、そういった専門業者がいるかどうかは知らないですけれども、やはりなかなか公務員だけでは対応難しいことになってくるんだろうなと思いますので、是非、その辺の活用も検討いただければというふうに思います。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。

○矢野委員 矢野です。

○伊藤委員長 どうぞ。

○矢野委員 度々、恐れ入ります。資料3-2の37ページにあります、死体の処理についてお伺いしたいと思います。これは改正の部分ではないんですが、死体を処理する場合に、移動する場合、例えば埋却がすぐできない場合は密封するということになっているかと思うんですけれども、2の(2)の②に原則として密閉車両又は密閉容器を用いる。これがない場合には、運搬物が漏出しないようにシートなどで覆うというような記載があります。ちょっとこの点で気になっていますのは、この冬にミッペールがかなり不足している

ということがありまして、防水段ボールなどを用いるというような話があったかと思えます。それについて、特に問題なく使えたのであれば、都道府県が備蓄する資材として、ミッペールなどの容器以外に更に幅が広がると考えられます。その辺についてどのような結果であったのかと、それから、どのような方法で密封すればいいという、ある程度目安があるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思えます。

○青山課長補佐 事務局から御回答します。

委員御指摘のとおり、今シーズン、防水段ボールとビニール袋などの使い方を工夫して、密閉容器の代わりとして使用することが可能というところ、家きん小委の先生方にも御相談させていただきながら、実際対応したところです。対応としては、漏出などなく、うまく使用できていたというふうに聞いておりますので、その辺り、今後のシーズンにも使えるように対応していきたいと考えておりまして、今回の防疫指針の本文の方に追記するというのは、そのミッペールの記載自体もございませんので、こちらではなく、今までミッペールの使用の方法などを解説した防疫作業マニュアルの方にミッペールの代替措置として使えるものの記載をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○矢野委員 ありがとうございます。

そこで詳しく書いていただくということですので、問題ないかと思うんですけども、地域住民の説明において、一番心配されるのが、ウイルスが漏れて広がるのではないかということです。埋却についても、焼却についても、その辺をちゃんと担保しますよという説明をするためにも、しっかり漏出しないということを示せるようにすることが必要かと思えますので、よろしくをお願いします。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通して何かございましたら、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。どなたかございませんか。ありがとうございました。

それでは、ないようですので、これで本日の議題は全て終了ということでございますが、そのほかについて、事務局の方から何かございましたら、お願いいたします。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

本日、小委員会の方で御議論いただいた内容、また、頂いた御意見につきまして、事務局で整理をさせていただきまして、施行規則、指導等指針、防疫指針について、反映する

ことを検討したいというふうに思います。

また、今後のスケジュールとしましては、この取りまとめが終わった後、7月にパブリックコメント、それから団体、都道府県への説明会、意見照会など、手続を取りながら、予定としましては、また8月に一定の整理が付いた段階で家畜衛生部会へ御報告をさせていただいた後、9月には公布・公表を予定しております。10月末から、また、例年であればシーズンが始まりますので、その前までに、何か今回のシーズンから得た教訓を反映させていきたいというふうに思っております。また、その際、あるいはその都度、小委の皆様方におかれましては、個別に御相談させていただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以後、事務局の方で司会を、よろしいですか、伊藤先生。

○伊藤委員長 お願いいたします。ありがとうございました。

○星野家畜防疫対策室長 分かりました。

それでは、これをもちまして、第77回家きん疾病小委員会を閉会したいというふうに思っています。本日はどうもありがとうございました。

午後3時14分 閉会